

コロナに負けるな!!

“新型コロナウイルス対策特集”

6月末の中原そば畑



2020年(令和2年)7月15日

5号

議 会 だ よ り

第1回臨時会議会概要2~3ページ
第2回定例会議会概要4~5ページ
一般質問6~9ページ

議会カレンダー10ページ
議長コラム10ページ
編集後記10ページ

第1回 下條村議会臨時会

「新型コロナウイルス感染症対策」関連の補正予算を認めました。

令和2年5月12日

収束の目的がたらず村内でも様々な影響が出始めている新型コロナウイルス感染症について、住民生活支援、経済対策等を一刻も早く行う必要が生じたため、関連する補正予算を審議する臨時議会を急遽、開催しました。令和2年第1回臨時議会は、5月12日に召集、1日間の会期で行われました。

損害賠償の額を定めることについての専決処分報告が2件、専決処分の承認が7件で、内訳は「条例の新規制定」が1件、「条例改正」が5件、「元年度の水道特別会計補正予算」1件です。コロナ対策関連の予算を盛り込んだ令和2年度一般会計補正予算1件が提出され審議の結果全て承認/可決し閉会しました。

条例の新規制定

制定する。

（専決処分）

●「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国保税の減免の特例に関する条例」の専決処分の承認について

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少となる見込みの世帯に対し国保税の減免措置を行う条例を新規に

条件として前年の世帯合計所得額が1000万円以下、今年の収入が対前年比30%減となる世帯で、累進割合で国保税を全部減免し20%の減免を行う。なおこの条例に伴って減免を行った場合、全額が国から財政措置される予定。

●「条例の改正（専決処分）」

●「下條村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

個人住民税の非課税措置並びに所得解除に係る内容として、ひとり親を対象とする改正や固定資産税の納税義務者等の規定の新設に伴って所有者不明の場合には使用者に課すことができるなどの改正を行う。4月1日からの施行の為、専決処分の承認を求めるもので、全員一致で承認。

●「下條村国民健康保険税条例の専決処分の承認について

税負担の公平性の観点により、課税限度額を現行61万円を63万円に、介護納付金課税限度額を現行16万円を17万円に引き上げ、併せて5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額の改正を行うもので、5割軽減分は現行28万円を28万5千円に、2割軽減分は現行51万円を52万円にそれぞれ引き

上げる。4月1日からの施行の為、専決処分の承認を求めるもので、全員一致で承認。

●「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

消防団員の処遇改善措置として、団長報酬を年額18万円から21万円に、副団長の年額は15万円を16万円にそれぞれ改め、新たに「飯伊消防協会役職加算」として協会長は4万円、副協会長及び阿南地区班長は2万円を加えるもの。なお団員の報酬は優良団員への功労者報償金の増額で対応していく見込み。4月1日からの施行の為、専決処分の承認を求めるもので、全員一致で承認。

●「下條村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者を傷病手当金の支給対象とし、その申請書の提出を受け付けることができるよう条例の一部を改正するもの。4月27日からの施行の為、専決処分の承認を求めるもので、全員一致で承認。

●「補正予算

●「水道特別会計補正予算（専決処分）」

●「令和元年度下條村営水道特別会計歳入歳出補正予算（3号）」の専決処分の承認について

「286万円を繰越」

令和元年度の第1号補正で計上した「2次水源取水箇所における水量調査委託料」について、1年間の水量調査をしないと調査結果が出ないことから、調査完了時期が令和2年度までずれ込む為に予算額を繰り越すもので、繰越明許費について下條村簡易水道費の「令和元年度下條村2次水源取水箇所における水量調査業務」286万円を追加し、3月26日において第3号補正の専決処分を行った。全員一致で承認。

一般会計

（第1号補正）

《4億5,800万円を増額》

総額29億6,800万円に。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域産業や住民生活を支援するため臨時議会での審議を行った。

【歳入の主なもの】

国庫支出金で「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」5,045万2千円、民生費国庫補助金として「特別定額給付金給付事業補助金」3億7,440万円、「子育て世代への臨時特別給付事業補助金」普通交付税が538万円、「保育環境改善等事業補助金」25万円、「学校保健特別対策事業費補助金」50万円をそれぞれ増額計上。

【歳出の主なもの】

総務費の一般管理費、感染対策として防護服・消毒液などの購入費344万5千円、庁舎等事務室の分散化費用347万6千円、村内事業所へのマスク斡旋事業費48万円、村出身の学生へのふるさとの味お届け作戦事業費38万5千円、民生費では福祉医療施設支援事業として不織布マスク購入費

33万円、特別定額給付金の給付に係る事務費430万円、同給付金3億7,010万円、保育所総務費で消毒液等感染物品購入費50万円、子育て世帯への臨時特別給付金事業として給付事務費30万円、同給付金を508万円、商品券追加発行費800万円、商工振興利子補給金35万2千円、事業持続化支援金5,550万円、県と連携して支給する感染拡大防止協力金の村負担金100万円、教育費では図書館貸出図書、消毒費55万2千円、小中学校の休校に伴う給食費補助の代わりとして商品券の給付費用320万円、小・中それぞれの学校管理費に学校感染対策費として除菌剤、マスクなどの購入費用50万円をそれぞれ増額計上しました。

審議のうえ原案どおり可決しました。

第1弾 下條村新型コロナウイルス感染症の影響に伴う主な支援（一部 国・県の支援含む） 令和2年5月12日現在

区分	支援施策名等	支援対象	所管	支援内容	窓口
個人・世帯向け	特別定額給付金	全村民	国	世帯主の申請により10万円/人受給	村 福祉課
	子育て世帯臨時特別給付金	児童手当受給者	国	子供一人につき 1万円	村 福祉課
	高等教育就学支援制度	学費等の支援が必要な学生・生徒	国	授業料の減免、給付型奨学金、貸与型奨学金	日本学生支援機構
	下條村プレミアム商品券追加発行	全村民	村	2割のプレミアム第1弾：4800万円、6/1発行 第2弾：4800万円、9/1発行	下條村商工会 加盟店
	小中学校休校対応支援	小中学生	村	休校中の給食費70%補助分5,000円/月を商品券で支給	下條村教育委員会
	緊急小口資金	休業等で緊急かつ一時的な資金が必要な世帯	県社協	無利子10万円（特殊20万円） 償還期間2年以内（据置1年以内）	村社協又は労働金庫 相談：0120-46-1999
税等 猶予 軽減	総合支援資金	感染症の影響による収入の減少や失業等で生活が困難し、日常生活の維持が困難な世帯	無利子で月20万円（単身15万円） 最大80万円を貸付 償還期間：10年以内（据置：1年以内）	緊急小口資金と合わせ	
	地方税納付の猶予	収入が前年同期比概ね20%以上減少	県村	R3.1.31までに納期限が到来する地方税の1年間納付猶予	村 税務会計室
	自動車税等の軽減	R3.3.31までに取得した自家用乗用車	県村	R2.9.30までに取得した自家用乗用車・軽自動車	県 南信濃県事務所 村 各担当課
	社会保険料等の減免等	感染症の影響で一定程度収入が減少した方々	村	国保・介護・後期高齢者医療・年金保険料の納付猶予及び減免	
学生	村出身学生への「ふるさとの味お届け作戦」	帰省を自粛している県外学生への現物支給	村	5,500円相当のふるさとの味を届ける。（半生そば、切り餅、みそ、親田辛味大根、不織布マスク）	村 総務課
	事業者向け	持続化給付金	ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している 資本金10億円未満の中小法人、個人事業者	国	法人事業者：昨年と比べた売上減少額に応じ上限200万円 個人事業者： 上限100万円
感染拡大防止協力特別支援		県の休業要請に協力した事業者	県+村	1事業者30万円を給付（県20万円、市町村10万円）	県 産業政策課
事業持続化支援金		ひと月の売上が前年同月又は前月比20%以上減少している 村内に事業所を有する法人（村内に本社を有さない場合は、資本金1,000万円以下）及び村内に住所を有する個人事業者（農業は認定農業者又は認定農業者に準ずる者）で売上高が200万円以上の事業者	村	1事業者20万円を支援 減少率が50%未満は、決算の状況により上限30万円を追加支援	村 振興課
福祉施設等感染対策支援		村内の医療・福祉施設	村	不織布マスクなど感染症予防対策物資の給付支援	村 福祉課
下條村振興資金（特別枠）		直前1カ月の売上が前年同月比20%以上減少した、 村内に事業所及び住所を有する個人事業者及び村内に事業所を有する法人	村	運転（つなぎ）資金の融資 上限500万円 貸付期間：最長7年（据置1年） 利息等：利息及び保証料は全額村が負担	村 振興課
税等 猶予 軽減	地方税納付の猶予	収入が前年同期比概ね20%以上減少	県村	R3.1.31までに納期限が到来する地方税の1年間納付猶予	村 税務会計室
	固定資産税の軽減措置	R2.2～10月の任意3ヶ月の売上が前年同期と比べ30%以上減少し、 R3.1.31までに税理士、公認会計士等の認定を受け市町村に申告した者	村	令和3年度課税分の償却資産及び事業用家屋の固定資産税を売上高が30～50%未満減少している者は2分1軽減 50%以上減少している者は全額軽減	村 税務会計室
	幹旋	感染対策支援	村内に事業所及び住所を有する個人事業者及び村内に事業所を有する法人	事業を継続するために必要な不織布マスクなど感染症予防対策物資の幹旋	村 総務課

村単独事業

第2回 下條村議会定例会

「新型コロナウイルス感染症対策の第2弾について審議」

会期 6月10日から6月17日まで

令和2年第2回定例会は、6月10日に召集され、17日までの8日間の会期で行われました。

繰越明許の報告が1件、条例改正の専決処分が1件、条例改正3件、規約の改正が1件、人事案件が3件、補正予算3件、請願書3件、議員発議3件が提出され審議の結果17件を承認／可決し閉会しました。

▼一般質問は、コロナ関連の内容で議員4名より

初日に行われた一般質問はP6以降に詳細が掲載されています。

▼報告

●繰越明許費の報告について

・地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度下條村一般会計の繰越明許費について計算書を報告しました。

一般会計では小中学校の情報通信ネットワーク環境整備事業、水道特別会計では2次水源取水箇所における水量調査業務がそれぞれ

れ繰越事業となります。

▼条例の改正

(専決処分)

●下條村介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

・消費税10%の税率変更による保険料軽減措置が令和2年度で完全実施となり、所得段階の基準額の負担割合がそれぞれ変更となること、新型コロナウイルス感染症の影響で収入減となった方への介護保険第1号保険料の減免規定を追加する内容で令和2年4月1日からの施行とするため専

決処分を行った。全員が承認。

▼条例の改正

●下條村固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

「行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律」が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に法律名が変更となったことに伴う条例改正。全員賛成で可決。

▼規約の改正

●下伊那南部総合事務組合規約の一部変更について

「南部訪問看護ステーションさくら」の運営が令和2年4月1日から県立阿南病院へ移管したため下伊那南部総合事務組合での事務処理が不要となる内容の規約変更。全員賛成で可決。

▼人事案件の承認

●農業委員の任命につき同意を求めること

について

農業委員の任命は「市町村長が議会の同意を得て任命する」とあり、認定農業者又はそれに準ずる者が「委員の過半数を占めなければならない」と規定されているが、今回の候補者12名中7名が該当し規定に達している。全員賛成により同意。

(任命された委員は直近で発行される広報誌もじょうに掲載予定)

●下條村固定資産評価審査委員会の委員の選任につき承認を求めることについて

3名の委員のうち、串原重久氏が6月30日で任期満了(2期目終了)だが適任者であるため引き続きの選任をお願いする。任期は令和2年7月1日から令和5年6月30日までの3年間。全員賛成で承認。

●下條村監査委員の選任につき同意を求めることについて

本村の監査委員は学識経験者1名、議会選出1名の2名となっており、学識経験者の前沢祐二氏が7月31日をもって1期目を終了するが、適任者であるため引き続きの選任をお願いする。任期は令和2年8月1日から令和6年7月31日までの4年間。全員賛成で同意。

▼補正予算

○一般会計

《2億2,300万円を増額》
総額31億9,100万円

【歳入の主なもの】

繰入金は生活応援給付金の財源として財政調整基金の取崩しで1億1,201万円、その他の感染症対応関連事業の一般財源として前年度繰越金3,591万円を計上。

【歳出の主なもの】

新型コロナウイルス感染症関連の村単独の経済対策及び家計支援事業として、総務費では、公共施設及び地域の集会施設等の手指消毒剤、避難所用の仮設トイレと簡易テントの購入で84万円、村民及び村外に在住の学生に一人当たり3万円を給付する「生活応援給付金」3,730人分1億1,190万円を計上、村営水道全利用者の基本料金を6か月免除とする水道特別会計の減収分を一般会計から1,083万円を繰り出す。商工費では感染症で売上が前年と比べ20%以上減少した誘致企業への「事業持続化支援金」を4社分200万円(1社当たり50万円)、減収した村内法人へ前年の法人住民税均等割の50%分を支援する事業応援給付金325万円をそ

れぞれ計上。観光費では村民及び観光客等を誘客するイベントに対する補助金200万円を計上。教育費では図書館の図書消毒器購入費用等94万円、家庭学習通信機器整備補助金20万円を計上した。

感染症対策関連の村単独事業の合計金額は1億3,208万円、その財源は財政調整基金1億1,201万円の取崩し、また一般会計分3,591万円は前年度の繰越金を充てるが、国の第2次補正予算案に計上されている地方創生臨時交付金の追加交付があった場合、財源振替を行う予定。その他では総務費でリニア残土処理地の調査区域増による調査業務委託料3,078万円の増(一旦村で負担し後にJRが負担)衛生費では、水道特別会計で負担する粒良脇トンネル

付替え工事に伴う水道管移設工事増加分の財源として8割を一般会計から繰り出すこととし790万円計上。教育費では一人一台のタブレット貸与のため、小学校には155台1,540万円、中学校には126台1,914万円を計上。

審議のうえ原案どおり可決した。

○下條村国民健康保険特別会計

(第1号補正)

《三十万円の増額》
総額2億7,230万円

【歳入の主なもの】

・県支出金を30万円増額計上。

【歳出の主なもの】

新型コロナウイルスに感染した被用者等に対する傷病手当金分として新たに30万円を計上。審議のうえ原案どおり可決した。

○下條村営水道特別会計(第1号補正)

《950万円の増額》
総額9,950万円

【歳入の主なもの】

新型コロナウイルス感染症による社会経済支援のため令和2年7月から12月までの6か月間、全契約者の基本料金を減免することにより1,073万円の減額、繰入金は1,873万円の増額(内訳:本管布設工事費増分790万円と水道使用料減免分1,083万円)

【歳出の主なもの】

新設改良費に粒良脇トンネル改良に伴う水道管移設工事設計監督委託料に88万円、同工事費に増加分900万円を増額。審議のうえ原案どおり可決。

第2弾 下條村新型コロナウイルス感染症の影響に伴う主な支援(一部 国・県の支援含む) 令和2年6月15日現在

区分	支援施策名等	支援対象	所管	支援内容	窓口
個人・世帯向け	給付	下條村生活応援給付金	村	基準日(7月1日)に住所のある全村民と保護者が受給者で村外に住所を置く学生	村 総務課
	補助	家庭学習通信機器整備補助	村	臨時休校中の家庭学習に必要な通信環境が未整備の家庭	村 教育委員会
	軽減	水道料の減免	村	7月から12月まで6ヶ月間の水道基本料金(1,300円/月)の減免	村 振興課
事業者向け	給付	村内法人事業応援給付金	村	前年度納付のあった法人住民税均等割の50%に相当する金額を給付	村 振興課
	給付	誘致企業事業持続化支援金	村	事業所としての融資や国の持続化給付金を受けられない誘致企業で、感染症の影響で本年4月以降6ヶ月間の売上額が前年同期比較して20%以上減少した企業	村 振興課
	給付	誘客イベント事業補助	村	1事業者50万円を給付	村 振興課
その他	給付	集会施設感染防止対策	村	各施設に手指消毒液を設置	村 総務課
	給付	災害時避難所感染予防対策	村	仮設トイレ、救護・授乳用簡易テントの購入	村 総務課
	給付	図書館の感染対策等	村	図書消毒器(1度に6冊を30秒で消毒)の設置ほか	村 教育委員会
村単独事業費 合計		1億3,209万円	財源	財政調整基金取崩し 112,017,000円 一般財源基金取崩し 120,073,000円	
小中学校	給付	ギガスクール事業	国補	タブレット端末155台(補助対象130台)	村 教育委員会
	給付		国補	タブレット端末126台(補助対象84台)	村 教育委員会

村単独事業



申原 稔博 議員

新型コロナウイルス緊急事態宣言解除後の『新しい生活様式』への村の対応について

村長 様子をみながら徐々に制限を縮小・解除していく

●5月14日、政府は長野県を含む39県の緊急事態宣言解除を決定し、それを受けて長野県では5月末迄を『新しい生活様式』への移行期間』として取り組み、6月からの『新しい生活様式』の定着に向けて取り組んでいます。下條村においても、村内施設の利用制限を行い、6月からの『新しい生活様式』に向けて取り組んでいます。今後の村の公共施設の利用制限とこの先の制限解除に向けてどのような対応を考えているのかについて質問します。

(回答)村長

公共施設の利用制限ですが、県内・下伊那管内の感染状況や県有施設等の利用制限等を参考に「村対策本部会議」で協議し、利用制限の内容決定と周知を行ってきました。今後も様子をみて十分な感染対策をとっていただくなか徐々に制限を縮小または解除してまいります。また当分の間、全施設において、利用者に氏

名、住所、連絡先を記入していただいております。

●村で行っている「一般介護予防事業」や「生活支援体制整備事業の各種教室」について、今後の開催計画や開催にあたっての具体策について質問します。

(回答)村長

※回答は申原寛治議員の質問内容と重なるためそれぞれに掲載。

●村内各地区においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画されていた様々な行事や地区の祭典等が中止されています。このような事態が今後も続けば、最も大切な地域のコミュニケーションの場が失われてしまいます。これからは、新型コロナウイルスと共存した中で生活様式で、地域の社会活動や経済活動を進めて行かなくてはなりません。村や地域の活性化に向けて今後どのような対応を進めて行くのか質問します。

(回答)村長

村のイベントや様々な地域の行事が中止・延期となり、地域コミュニティの場が失われている現状をたいへん危惧しています。5月14日、政府は長野県を含む39県の「緊急事態宣言」を解除し「新しい生活様式」の推進により、感染リスクの低いものから順次再開を行い、感染防止対策と社会経済の再生の両立を図る事としています。

県でも6月1日以降の対応として感染が落ち着いている状況を条件に「社会経済活動の再開に向けたロードマップ」を発表、村でも信州版「新しい生活様式のすゝめ」等を全戸配布し期間ごとの対応基準など周知を図りました。飯田保健所管内は4月9日以来感染者が無い状況も踏まえ、感染防止対策を行いながらある程度の活動は行っていくことが必要と考え、6月1日に各集会施設用の手指消毒液を配布しました。「飲食を伴う行事はいつ頃から実施して良いか?」「夏祭りは開催して良いか?」

などといったご質問も村民の皆さんからいただいております。

村としては感染状況が落ち着いていることが条件になります。県で示す「社会経済活動再開に向けたロードマップ」を参考に、参加前の健康チェック、小まめな手洗い、3密の回避、熱中症に注意したマスクの着用等、感染予防を十分にしていたいただき、徐々に再開していただくようお願いしていきます。

●要望

下條村においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う個人世帯向け・学生・事業者向けの様々な支援に村単独事業で取り組んでいます。しかし、肝心なのはこれからです。これからも感染リスクと背中合わせでの生活を送っていくかなくてはなりません。村としても、この長丁場の闘いに耐えうるだけの村民の生活の支えとなるような支援策を今後も続けていってもらうことを要望しておきます。



田中 兼次 議員

コロナ禍での「新しい生活様式」の取り組みについて

村長 役場庁舎内も予防対策に取り組んでいく「新しい生活様式」の住民周知も工夫していきたい

●緊急事態宣言中、役場職員への感染予防対策としてテレワークや時差出勤の取り組みは実施しましたか。また評価の上で今後の感染予防の取り組み事項について質問致します。

(答) 村長

県内1例目の感染者が確認された翌日の2月26日、村の感染症対策本部を設置し3月26日からは特措法に基づく感染症対策本部に切り替え、国県の対策方針が示される都度、対策会議を開催し村としての対応を決定し、村民と事業者へ周知と要請を行う中、職員の感染予防対策に取り組んできました。具体的な取り組みとして、家族を含めた毎朝の検温健康チェック、マスク着用、手洗い、飯田保健所管外へ移動時の報告など一人一人の行動変容の心がけを徹底しました。また職場環境の感染対策として3密の対策、手指消毒液、接客カウンターへアクリル板の設置、手で触れる共有物

品の小まめな消毒、充分な換気、営業者のフロア内への立ち入り禁止といった措置等を行っています。質問の「テレワークや時差出勤を行ったか」につきましては、テレワークは業務の内容からみて難しい面もありますが、それぞれの業務に関わる会議や説明会は、殆どがテレビ会議で行われる様になり、返って移動時間の短縮など効率的で、これを機に普及が加速すると思われまます。時差出勤については4月27日と28日に試行として、7時15分と10時15分に分けて実施しました。混雑した公共交通機関を利用する都市部とは違い、職員の勤務時間の重なり解消効果は少ないことから、事務室の分散を図る事が最も有効と判断し、村民センターやいきいきらんどなどの会議室や空きスペースを執務場所として利用できる様に、先の補正予算で事務机、椅子、無線ラジオ等の費用を計上し整備を進めているところです。な

お、事務室の分散は長野県で定めた発生段階区分がレベル2となった場合に行います。また職員が感染者濃厚接触者となった場合は入院、自宅待機を余儀なくされる事から、下條村新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画に基づき、必要な行政サービスを継続していく事としています。

●5月14日、長野県内の緊急事態宣言は解除されたが、第2波に備える為「新しい生活様式」の実践が重要です。村民の周知の現状を村はどの様に捉えていますか。

(答) 村長

「新しい生活様式」の村民への周知については申原議員の質問でもお答えしたところですが、議員提案の「動画等を使い村民へ安心安全を解り易く説明した」との事ですが、面白い提案なので検討したいと思えます。TVの某飲料メーカーの「新しい生活様式」

を取り入れたCMも評判となっておりまます。動画を作成する事になりましたら、多くの方に見て頂く為に、是非議員の皆さんにも出演して頂きたいと思えますので宜しくお願い致します。

●要望

既に会議等をオンライン会議で対応されているとの事で今後の様々なリスク対応として深化して頂くきたいと思います。また「新しい生活様式」の村民への周知に動画等を用いる事はしっかりと協力したいと思います。



役場受付等各接客カウンターに感染症対策のアクリル板を設置



申原 寛治 議員

新型コロナ被害による村独自の景気対策について

村長 1人3万円の「村民生活応援給付金」や水道料基本料金6ヵ月減免など村独自の施策に取り組んでいく

①臨時議会でコロナ対策の補正予算が採択され執行されているが申請状況と把握される被害状況はどうか？

(答) 村長 申請状況は、6月1日現在、事業持続化支援金は15件で給付金額は300万円、振興資金10件で融資総額3,600万円の申請があった。村内事業者の経営状況は前年同月の売上高と比べ、移動の自粛等による誘客、集客ができず、特に旅館業(約九割減)の売り上げ減が大きい。続いてサービス業、仕入れ確保ができない製造加工業にも影響が出ている。

800万円)以上(一人1万円以上)の給付金を支給して景気対策をすすめるべきだ。

(答) 村長 村の独自支援第2弾として、村民や村外に居住する学生へ一人当たり3万円の村独自の「村民生活応援給付金」を給付する。給付総額は1億1,190万円。財源は「財政調整基金」を充てる。村営水道を利用する世帯、事業者は7月から12月までの6か月間、水道料基本料金「月額1300円」を減免する。(総額は1,083万円) 売上げが20%以上減少した法人住民税課税事業者すべてに「事業応援給付金」として法人住民税均等割りの半額給付を行う。(総額3,255万円) 融資や、国の持続化給付金を受けられない「誘致企業」で売り上げが前年比20%以上の減の場合、一社当たり50万円を支給する。感染症対策として、各集会施設へ手指消毒液を配布する。

②介護認定者や予防事業参加者の状況を悪化させないために

(答) 村長 感染防止のためデイサービス利用者をお迎えの際に検温、手洗いの徹底や家族が県外に出向いた場合は2週間の利用制限や、施設訪問者は入所前に検温、手指消毒を徹底している。利用制限や介護度の悪化についての報告は受けていない。

●社協による各種予防事業も中止されている。長期に予防事業活動ができないことにより、新たな介護認定者になったり、自宅生活で孤立感や体調、体力低下を心配する。声掛けを増やし、訪問による解決策が必要ではないか？

(答) 村長 介護予防事業は感染を防止するために中止している



丸山 浩子 議員

臨時休校で登校できなかった子どもたちの学習の再建を村としてどう図るか

教育長 夏休みの短縮、行事の見直しで授業時数を確保。オンライン授業には課題が多い

①休校中の児童・生徒への学習支援をどのように行い、どう評価しているか？今後の休校に備えて、オンライン授業の環境を整えることが必要では？

(答) 教育長 2月27日の安倍首相の突如の小中学校の臨時休校要請には対応に苦慮しました。3月2日から春休みまでの休校で、卒業式・入学式は参加者縮小で実施しました。全国緊急事態宣言が出され、5月24日まで祝日・土日を含めて84日間の長期休みとなった訳です。

その間、分散登校やプリントによる宿題の提供などを工夫を凝らして学習の遅れを少しでもカバーするように取り組んできました。またケーブルテレビを利用して学校ニュースの配信、中学校の学習指導動画は、前もってプリントを渡して放送したので分かりやすかったですと好評でしたが、CATVは一方通行で見たい時に見られない、繰り返しして見

られないなどの問題も指摘されています。

国は、この新型コロナウィルス対策の一環として、全国の小中学生に一人一台のタブレットを整備するとの決定をしました。村では補正予算を計上し、インターネット環境を整える支援を行います。オンライン授業を一齐に始めるには多くの課題を解決する必要があります。

②休校による遅れを取り戻すための支援体制づくり、家庭学習を自立して出来ない子どもへの支援が村として必要では？

(答) 教育長 休校による欠落時数は小学校で82〜112時間。中学校ではスライド制なので、夏休みを13日間に減らすこと、行事・クラブ活動を見直すことで時数の確保に努めたいと思っています。土日に学習支援の体制を作ることは指導者・報酬、児童・生徒が集まるかなど、課題

が多く、検討が必要です。

③村の総合基本計画に盛り込まれた「多様な成長過程に対応できる学校づくり」を考えるチャンスかと思うがどうだろうか？

(答) 教育長 小学校では支援を必要とする子どもたちが、支障なく学校で過ごせるため生活学習支援員、学習の遅れの解消のための支援員、学校に来にくい子どもたちのための支援員を配置し、多様化する児童の指導を充実させる取り組みを行っています。常に児童・生徒が明るく充実した学校生活を送れるよう対応を図っています。

●要望
感受性豊かな子どもたちの目で見えた、感じたコロナ禍の「今」を記録する学習を学校で取り上げてもらいたい。



ケーブルテレビで放送している「健康いきいき教室」

議会カレンダー

- 4月 17日(金) 金例月監査(監査委員)
- 5月 8日(金) 議会全員協議会(議員8名出席)
- 12日(火) 第1回臨時議会
- 20日(水) 例月監査(監査委員)
- 6月 5日(金) 6月議会 議会運営委員会(正副議長・各委員長)
- 9日(火) 6月議会 補正予算説明会(全議員)
- 10日(水) 令和2年第2回議会定例会(全議員) 初日(全議員)
- 11日(木) 総務文教・民生福祉・産業建設委員会(各委員)
- 17日(水) 令和2年第2回議会定例会(全議員) 最終日(全議員)
- 18日(木) 例月監査(監査委員)
- 29日(月) 南部議員会評議員会(天龍村)(正副議長・総務文教委員長)
- 7月 10日(金) 長野県南部国道連絡会総会(木曾町)(議長)
- 17日(金) 例月監査(監査委員)
- 27日(月) 税・税外監査(監査委員)
- 30日(木) 議員・農業委員会合同草刈作業(議員全員)
- 31日(金) 下伊那郡町村議会議長会視察研修(青崩トネル外)(議長)
- 8月 7日(金) 工事監査(監査委員)
- 15日(土) 成人式(議長)
- 9月 4日(金) 9月議会 議会運営委員会(正副議長・各委員長)
- 8日(火) 9月議会 補正予算説明会(全議員)
- 9日(水) 令和2年第3回議会定例会(初日(全議員))
- 10日(木) 敬老記念行事
- 11日(金) 令和元年度決算説明会(全議員)
- 14日(月) 総務文教・民生福祉・産業建設委員会(各委員)
- 18日(金) 令和2年第3回議会定例会(最終日(全議員))

議長コラム

夏の風物詩のひとつが、各地の夜空を彩る打ち上げ花火。7月ともなれば祇園祭りのお囃子の音とともに、あちこちから花火が打ちあがりませんが、今年はコロナ禍でほとんど祭りが中止になつてしまいました。

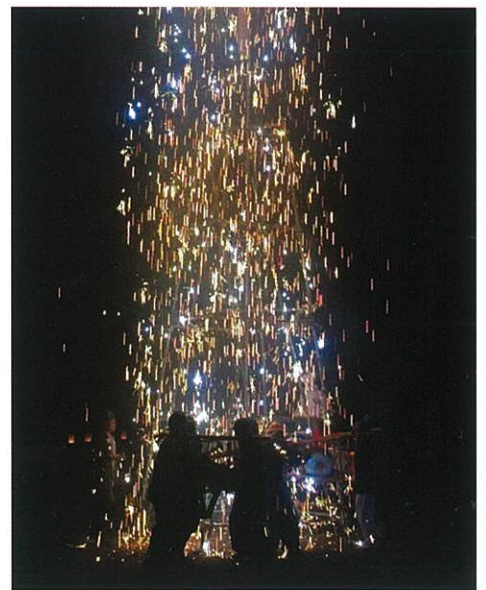
祇園祭りはもともと、疫病退散の願いを込めて始められたといわれ、

州でも各地で打ち上げられ、飯田の立石から上る花火を極楽峠パノラマパークで撮つた写真が掲載された新聞もありました。

極楽峠の展望台からは、天竜川が刻んだ雄大な伊那谷の景観が上伊那方面まで見渡せま

す。毎年秋に行われる武田信玄のろしりレーでは、豊丘村や高森町から上がる煙が見えたこともあり、天気が良ければ上伊那の花火も見えそうです。夜景や雲海も見どころの極楽峠ですが、各地の花火大会が再開したら、ぜひとも訪れてみたいと思います。

遠くで上がる花火を静かに眺めるのも風情がありますが、近くで見たいのが、大三国と呼ばれる手筒花火。粒良脇大久保地区の公民館行事の秋祭りでは、地元の花火師さんからお借りした櫓に大三国を取り付け、吹き出す火花の下で地区の若い衆が元気にきおいます。この花火の面白さは、吹き出す火花の勢いが強くなつたり消えそうになったり、火の勢いが強くなるたびに、きおいが元気になる会場が盛り上がり



第2分館の「大三国」花火

ます。そして、最後のお楽しみはドンツという鈍い爆発音。このドンツをいつかいつかとハラハラしながら待つのも楽しみのひとつです。

粒良脇・大久保地区の秋祭りは今年も例年どおり10月初旬に開催の予定。新型コロナウイルスが終息して、各地の行事が元気に再開されることを願っています。

編集後記

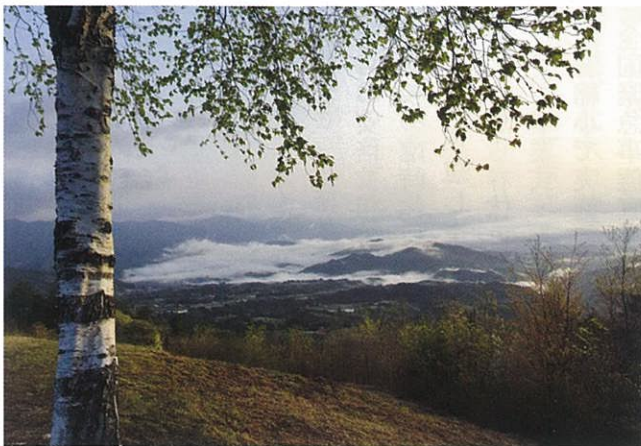
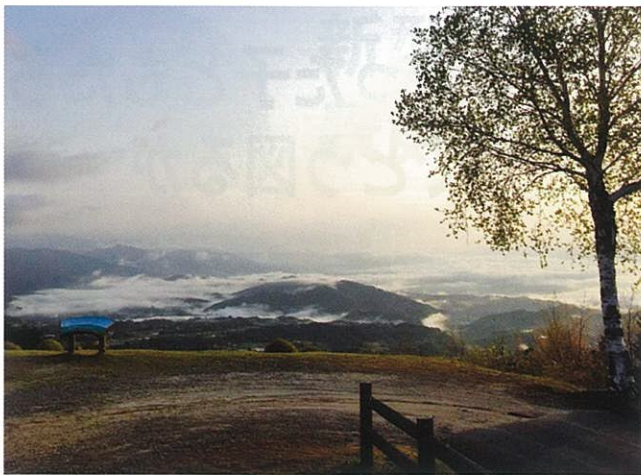


東京都では一度は収束したかのように思われた新型コロナウイルス感染症ですが、緊急事態宣言解除後、また感染者が爆発的に増えてしまいました。長野県では県内の感染が落ち着いてきている状況を条件に「社会経済活動の再開に向けたロードマップ」と信州版「新しい生活様式」を公表しました。今回の5月の臨時議会、6月の定例議会ではまさに村のコロナ対策が一般質問も審議内容も中心となりましたが、未だ有効なワクチンが開発されていないことからこうした状況はさらに長期化すると思われ、村民や村内事業者のみなさんの声を行政へ届ける必要を感じております。

下條村議会でも「新しい生活様式」を基本として感染症対策に十分留意しつつ活動をすすめていきます。どうぞよろしくお願いたします。

編集委員会

- 委員長 熊谷 政孝
- 副委員長 塩沢 道雄
- 委員 串原 寛治
- 委員 串原 肇
- 委員 丸山 浩子



極楽展望公園からの雲海